

合同会社クローバニク LLC

職員処遇改善金及び

職員特定処遇改善金支給要項

この要項は、合同会社クローバニクル LLC（以下、会社という。）の職員のうち「ねじまきらいふ」（以下、事業所という。）に従事する職員の処遇改善を図るために、令和 6 年度職員処遇改善方針に基づき、以下のとおり、職員処遇改善金及び職員特定処遇改善金、処遇改善臨時特例交付金を支給します。

（用語の定義）

この要項に記載する用語の定義は、次のとおりとします。

（1） 職員処遇改善金

国が定める「福祉・介護職員処遇改善加算」（以下、処遇改善加算という。）を財源として職員に支給する一時金のこと。

（2） 職員特定処遇改善金

国が定める「福祉・介護職員特定処遇改善加算」（以下、特定処遇改善加算という。）を財源として職員に支給する一時金のこと。

（支給対象者）

（1） 「職員処遇改善金」支給対象者は、次のとおりとします。

ア 事業所に従事する職員とします。

イ 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで従事した者。中途入社の場合は、入社月から支給対象とします。令和 7 年 3 月 31 日までに退職した者は、退職する月まで支給対象とします。

（2） 「職員特定処遇改善」支給対象者は、次のとおりとします。

ア （1）の支給対象者であること。

イ 介護福祉士資格を所持し、及び行動援護従事者研修あるいは強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を修了し、また障害福祉分野に 10 年以上従事した者。

（支給額）

職員処遇改善金及び職員特定改善金の支給額については、以下の通りとします。

職員処遇改善金月額 1400,000～180,000 円

職員特定改善金月額 100,000 円

年度末 月額を支払い及び改善金支給によって上がった法定福利費を除き、処遇改善加算として法人が得た収入の全額を支給対象者に支給する。

この要項の適用期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。